

# 令和8年度 横浜市ヤングケアラー支援事業団体補助金 募集案内



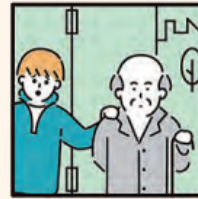
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

ヤングケアラーとは家族のために、大人がするような家事や家族の世話などを日常的に行う子どものことです。

たとえば **こんなこと** をしています



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典:「ヤングケアラーとは」(子ども家庭庁ホームページ)(参照 令和6年10月3日) 「ヤングケアラーとは」(子ども家庭庁)(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)(参照 令和6年10月3日)を加工して作成

## 1 補助事業の概要

### (1) 趣旨

ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の精神的負担軽減に向けて、横浜市では市内のヤングケアラーを支援する団体へ支援に要する費用の一部助成を行います。

### (2) 補助対象事業

ピアサポート	ヤングケアラーにとって、家事や家族のケアなどについての効果的な相談窓口として、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。
オンラインサロン	ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

### (3) 補助額 ※1団体につき300万円が上限額になります。

補助事業	補助限度額			対象経費	
	ピアサポート	立ち上げ費用	備品購入費		オンラインサロン 上限50万円
オンラインサロン	通信運搬費		ピアサポート 上限25万円		
				上限15万円	電話開設費用

<b>ピアサポート オンラインサロン</b>	運営費用			1日あたり上限5万円  ※開設回数上限あり・詳細は要綱の別表参照	人件費・報償費・備品購入費（その他）・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・交通費・光熱水費・使用料・委託料・食糧費・保険料
----------------------------	------	--	--	--	--

## 2 補助対象期間

**令和8年4月1日～令和9年3月31日**

## 3 申込について

### (1) **令和8年6月26日（金）必着**

（令和8年4月から事業を開始している場合は、4月から補助対象となります。）

### (2) 補助金交付申請書の提出

#### ア 提出書類

- ・交付申請書（第1号様式）
- ・事業計画書（第2号様式）
- ・収支予算書（第3号様式）
- ・団体概要書（第4号様式）
- ・団体構成員名簿（第5号様式）
- ・団体の定款又は規約
- ・財務諸表に類する書類

#### イ 提出方法

原則としてデータを電子メール送付でご提出ください。（データ化が困難な場合は、紙で1部印刷してご提出ください。）

## 4 選考方法及び交付決定について

審査会において、書類を審査し、対象取組及び額を決定します。補助金の交付の可否及び補助金交付額については、申請期限の1か月後を目途にお知らせ（補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書）する予定です。

(1) 審査方法

審査会で書類を審査します。

(2) 評価項目

補助対象事業者は、主に以下の評価項目を総合的に審査して選定します。

- ア 団体の概要（財政基盤、活動状況、構成員）
- イ 事業の具体性（事業目的、支援対象）
- ウ 事業の実現性（計画性、必要な体制）
- エ 事業の継続性（事業）
- オ 活動実績（ヤングケアラーに関する支援活動実績）
- カ 申請額（適正な補助額）

## 5 取組実施後に提出する書類（実績報告）

実績報告に必要な書類は以下の通りです。

- ・実績報告書（第 13 号様式）
- ・事業報告書（第 13 の 2 号様式）
- ・収支決算書（第 14 号様式）
- ・領収書等の写し

## 6 その他

- ・審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- ・令和 8 年度当該補助金交付団体については、活動内容等について取材させていただき、本市ホームページにおいて紹介及び報告させていただく予定です。

### 【お問合せ先】

横浜市子ども青少年局子ども家庭課ヤングケアラー支援事業団体補助金担当

電 話：045-671-2390

E-mail：kd-youngcarer@city.yokohama.lg.jp